

令和 7 年 6 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

(追 加)

提 出

令和 7 年 6 月 2 5 日

も く じ

議案第50号	訴えの提起について-----	1
議案第51号	訴えの提起について-----	3

議案第50号

訴えの提起について

損害賠償請求事件に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月25日提出

大東市長 逢坂 伸子

- | | |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 事 件 名 | 損害賠償請求事件 |
| 2 訴えの相手方 | (1) [REDACTED]
[REDACTED]
(2) [REDACTED]
[REDACTED] |
| 3 事 件 の 内 容 | <p>相手方(1)が代表社員を務める [REDACTED]（以下「法人」という。）は、その運営する指定居宅サービス事業所が介護給付費及び介護扶助費（生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の2第1項に規定する介護扶助に係る費用をいう。以下同じ。）を不正に請求し、受領したこと等が明らかとなり、 [REDACTED] 付けで指定権者である [REDACTED] により指定居宅サービス事業者としての指定を取り消された。</p> <p>本市は、不正に請求し、受領したことが明らかとなった令和4年1月分から同年8月分までの介護給付費及び介護扶助費について、不正請求による徴収金及び当該徴収金に係る加算金（以下「徴収金等」という。）の額を確定し、それぞれ支払を求める通知を行った。</p> <p>しかしながら、支払期日までに徴収金等が納付されなかった</p> |

ため、本市は、法人の預貯金を差し押さえ、一部の徴収金等に充当したが完納には至らず、また、依然として納付の意思を示さないことから、法人の代表社員として不正請求に関わった相手方(1)に対し徴収金等に相当する金員の支払を求めるもの。

また、相手方(2)は、法人が運営する居宅サービス事業所においてサービス提供責任者として従事しており、不正請求と認定された行為について、相手方(1)とともに知り得る立場にあったことから、連帯して徴収金等に相当する金員の支払を求めるもの。

- | | |
|-----------|--------------------------|
| 4 訴訟物の価額 | 金25,741,429円 |
| 5 訴訟遂行の方針 | 判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。 |

理 由

不正請求に関与した者に対し訴えを提起し、本市が被った損害を回復するため。

議案第51号

訴えの提起について

詐害行為取消請求事件に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月25日提出

大東市長 逢坂 伸子

- 1 事 件 名 詐害行為取消請求事件
- 2 訴えの相手方 [REDACTED]
[REDACTED]
- 3 事 件 の 内 容 [REDACTED]（以下「法人」という。）は、その運営する指定居宅サービス事業所が介護給付費及び介護扶助費（生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の2第1項に規定する介護扶助に係る費用をいう。以下同じ。）を不正に請求し、受領したこと等が明らかとなり、[REDACTED]付けで指定権者である[REDACTED]により指定居宅サービス事業者としての指定を取り消された。

本市は、不正に請求し、受領したことが明らかとなった介護給付費及び介護扶助費について、不正請求による徴収金及び当該徴収金に係る加算金（以下「徴収金等」という。）の額を確定し、それぞれ支払を求める通知を行った。

しかしながら、支払期日までに徴収金等が納付されなかったため、本市は、法人の預貯金を差し押さえ、一部の徴収金等に充当したが、それ以外に換価できる財産がなく、未だ完納には至っていない。

一方、法人は、不正請求の疑いにより指定権者である[REDACTED]から複数回の監査を受けているが、初めて監査を受けた令和4年11月7日から2週間後の同月21日付けで自己の財産である不動産について相手方と売買契約を締結し、翌22日付けで所有権移転登記を行っていたことが本市の調査により明らかとなった。

当該行為は、法人の財産である不動産の所有権を相手方に移転することにより、債権者である本市を害することになることを認識しながら移転したものであり、本市の債権の正当な行使を妨げる詐害行為である。

よって、当該行為により利益を受けた相手方から法人に不動産の所有権を戻した上で差押えを行い、未納の徴収金等を回収するため、当該売買契約の取消し及び所有権移転登記の抹消登記手続を求めるもの。

4 訴訟遂行の方針

判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

理 由

詐害行為取消請求の訴えを提起し、法人に不動産の名義を回復させることで、本市が支払を求めている徴収金等について、滞納処分による回収を可能とするため。

印刷物番号

7 - 2 4